

釧路市事業継続応援支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、釧路市事業継続応援支援金（以下「応援支援金」という。）の給付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的等)

第2条 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染拡大による影響を受け、北海道の「緊急事態措置協力支援金（以下「協力支援金」という。）」又は北海道の「道特別支援金C」を受給した市内の事業者に対し、事業継続に向けた支援を行うことで、地域経済の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 8～9月分協力支援金

令和3年8月27日から9月12日までの期間における感染症拡大防止対策の協力に応じ、北海道から支給される協力支援金をいう。

(2) 9月分協力支援金

令和3年9月13日から9月30日までの期間における感染症拡大防止対策の協力に応じ、北海道から支給される協力支援金をいう。

(3) 協力支援金受給者

次のア又はイに掲げる事業者のうち、釧路市内に店舗を有する中小法人等又は個人事業者をいう。

ア 8～9月分協力支援金及び9月分協力支援金のいずれも受給している事業者

イ 第1号に規定する期間に営業を始め、9月分協力支援金を受給している事業者

(4) 道C受給者

北海道が実施している道特別支援金Cを受給している事業者のうち、釧路市内に本社・本店を有する中小法人等又は個人事業者をいう。

(給付対象者)

第4条 この要綱により、応援支援金の給付を受けることができる者は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

(1) 協力支援金受給者又は道C受給者であること。

(2) 今後も事業継続の意思があること。

(3) 感染症の感染拡大を防止することを目的とした新北海道スタイル及び業種別ガイドライン等に掲げる取組を実践していること。

(4) 申請者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、釧路市暴力団排除条

例（平成 24 年条例第 33 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する暴力団及び暴力団員もしくは同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者ではないこと。

（応援支援金の額）

第 5 条 応援支援金の給付額は、予算の範囲内において、別表に定めるとおりとする。

（申請方法）

第 6 条 申請者は、市長の定める期日までに、釧路市事業継続応援支援金申請書兼請求書（様式第 1 号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合、必要に応じて追加で書類の提出を求めることができる。

（給付又は不給付の決定）

第 7 条 市長は、前条第 1 項の申請があった場合には、その内容を審査し、給付の決定をしたときは、釧路市事業継続応援支援金給付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知し、速やかに応援支援金を給付するものとする。

2 市長は、前項の審査により不給付を決定したときは、釧路市事業継続応援支援金不給付決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

（給付決定の取消し及び支援金の返還）

第 8 条 偽りその他不正な手段によって、応援支援金の給付を受けた場合は、給付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 前項により給付決定を取り消したときは、釧路市事業継続応援支援金給付決定取消通知書（様式第 4 号）により通知し、釧路市事業継続応援支援金給付額返還命令通知書（様式第 5 号）によりその返還を命じるものとする。

（給付決定の変更について）

第 9 条 第 7 条第 1 項により給付の決定をした内容に変更があった場合には、その内容を審査し、給付の変更を決定したときは、釧路市事業継続応援支援金給付決定変更通知書（様式第 6 号）により申請者に通知する。

2 前項により新たに給付する必要が生じた場合は、速やかに給付するものとする。

3 第 1 項により給付済みの応援支援金に返還が生じた場合は、期限を定めてその返還を請求するものとする。

（委任）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月29日から施行する。

(別表) 応援支援金の給付額

対象	給付額
協力支援金受給者	釧路市内にある飲食店等1店舗につき10万円
道C受給者	1事業者につき 法人 20万円 個人事業者 10万円